裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第64回)開催結果概要

1 日時

令和3年3月2日(火)午後1時30分から午後4時50分まで

2 場所

最高裁判所ミーティング室(ウェブ会議システムを利用して実施)

3 出席者

(委員, 敬称略•五十音順)

出井直樹, 畝本直美, 川出敏裕, 小林篤子, 平出喜一, 森田浩美, 山田文, 山本和彦(座長), 横井弘明

(事務総局)

清藤健一総務局総括参事官,石井芳明総務局第一課長,西岡慶記総務局参事官, 岩井一真民事局第一·三課長,福家康史刑事局第一·三課長, 中島崇行政局第一課長,戸苅左近家庭局第一課長

4 意見交換等

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について

ア 事務総局からの説明

西岡総務局参事官から、以下のとおり、説明がされた。

(ア) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた方針について

令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年秋に東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁を対象に調査をした。今回の報告書では、令和2年の新型コロナウイルス感染症の統計への影響を分析するとともに、上記東京地家裁の調査結果も交えながら、新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応を整理して掲載する方針である。

(イ) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた裁判所対応の全体像について

- ①緊急事態宣言発出前は、政府等の示す感染拡大防止策を参考とした感染防止の対応をとった。
- ②緊急事態措置の実施期間中は,裁判所を利用する当事者や職員の移動等をできる限り回避するため,感染が拡大していた特定警戒都道府県を中心に,裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小し,多くの裁判期日を取り消すなどの対応をした。
- ③緊急事態措置の実施期間中も裁判手続の再開に向けた検討を行い,緊急事態 解除宣言後は,感染防止措置を講じながら,各地の実情等を踏まえ,段階的に業 務を再開してきた。

なお、令和3年1月に緊急事態宣言が発出されたが、緊急事態宣言対象地域で も、感染防止策を講じながら、ウェブ会議や電話会議等の手続も活用しつつ、裁 判業務を継続している。

- (ウ)東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁の令和2年の統計について 民事第一審通常訴訟、刑事通常第一審事件、家事調停事件の前年同月比をみる と、①既済件数は、業務を縮小した緊急事態措置実施期間を含む令和2年4月及 び5月を中心に減少した後、段階的に業務を再開させた令和2年6月以降回復 し、令和2年8月以降は、おおむね前年同月を超える事件処理がされている、② 緊急事態措置実施期間中も被告人が勾留されている事件を原則的に実施していた 刑事通常第一審事件に比べ、同期間中は基本的に期日を取り消し、業務の再開を 段階的に行った民事第一審通常事件や家事調停事件の方が、令和2年4月及び5 月の落込幅が大きく、かつ、令和2年6月及び7月の回復が限定的となってお り、新型コロナウイルス感染症への対応の影響が統計に表れていると考えられ る、③新受件数も、緊急事態措置実施期間中、受付業務を行っていたにもかかわ らず、減少している。
- (エ) 東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁の具体的な対応状況等について ①緊急事態宣言前は、基本的に期日を維持していたが、令和2年3月2日の休

校要請を踏まえ、裁判員裁判対象事件の期日を取り消した。②緊急事態措置の実施期間中は、緊急性の高い業務を継続業務として、その業務に必要な範囲の態勢とし、継続業務としたのは文書受付業務のほか、民事では保全事件やDV事件など、刑事では公判事件のうち被告人が勾留されている事件など、家事では保全事件、子の引渡しや婚姻費用・養育費請求事件のうち特に急ぐものなどであったこと、その他の事件は、人の移動や接触が生じる可能性があることから電話会議や判決言渡期日など当事者の出頭を要しないものも含め、裁判期日を取り消すなどの対応をとった。③緊急事態解除宣言後も感染が収束していたわけではないことも踏まえ、感染防止措置を講じながら、段階的に業務を再開した。

業務再開後の裁判運営上の工夫として、①民事では、電話会議やウェブ会議の利用、感染拡大防止のため利用できる法廷が限られる制約を踏まえ、期日充実や部全体としての事件処理についての検討や議論がされたこと、②刑事では、法壇におけるアクリル板の設置、広い評議室の使用等の感染防止策を講じながら裁判員裁判を再開させたこと、③家事では、電話会議の活用を含むメリハリをつけた調停運営がされ、これを契機として、調停の本質・利点に立ち返って調停運営の在り方を検討していることなどが紹介された。

イ 意見交換

- (ア) 東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁の令和2年の統計について (山本座長)
 - O 既済件数は緊急事態宣言中に大幅に減少して、その後、感染拡大前の状態まで戻っているが、未済件数は、緊急事態宣言前の状態には至っていない。新受件数は、特に民事事件では、緊急事態宣言中に大幅に減少し、その後、減少分と同じくらいの割合が増えて、全体として、緊急事態宣言前の件数に戻るように推移すると思われるが、実際には前年比8割から9割程度で推移しており、感染拡大前の状態まで戻っていないようにも思われるが、この原

因について心当たりがあれば教えていただきたい。

(出井委員)

○ 裁判所が緊急事態宣言の間も受付を止めていなかったことからすると、未済件数には、裁判所外の要因が影響しているはずである。紛争がどうなっていたのかという社会の情勢の問題と、裁判所に申立て等をする弁護士側や検察庁側の問題があると思う。緊急事態解除宣言がされた令和2年5月25日を過ぎた後でも、依頼者の状態が回復しないなどの依頼者側の要因で、新受件数の回復が緩慢になっているとも考えられるが、弁護士に案件が持ち込まれるまでのことは分からず、弁護士からも見えていないところがある。

(横井委員)

○ 民事について言えば、依頼者の動きが鈍いと思う。私自身の経験に照らしてもそうだし、一般的にも、民間における訴訟に対する動きが鈍っていると聞いており、コロナの影響であると推測している。

(森田委員)

O 裁判の中でも、依頼者と打合せができず、いつも以上に準備に時間を要するとお聞きすることが多々あった。緊急事態宣言が明けたからといってすぐに社会が動き出したわけでもないので、依頼者と打合せの機会を持てず、また、依頼者に準備をお願いするのが難しい面もあったのではないかと推測している。裁判所としては、新受件数が急激に増えなかった分、その間に止まっていた事件を中心に処理ができた面はある。ただ、年末年始頃から、徐々に新受件数は増えてきているように思う。

(小林委員)

○ 新聞報道上では、コロナの影響で職を失った方が多くいるとか、 D V , 児 童虐待の深刻化が懸念されるという話も出ていたが、 それが事件として現れ てくるのはまだ先で、統計としては分からないということか。

(中島行政局第一課長)

○ コロナの影響で会社の経営が悪化したことに伴う解雇や雇止めの事件は、 今のところ統計に影響が出る程度に急激に増えているわけではないようである。

(岩井民事局第一課長)

○ 倒産やDVについても統計上は増加傾向が現れているわけではない。

(山本座長)

○ 現状は行政のセーフティネットの対策が効いているのかもしれないが、今 後どうなるか予断を許さないところかもしれない。

(山田委員)

○ 大きな法廷を使いにくくなったということで、和解の工夫をしているのではないかと推測しているが、既済事件の内訳の変化はあるか。また、変化がある場合、書面による和解条項案の受諾など当事者に来てもらわないで済むような工夫が行われるようになっているか。

(森田委員)

○ 体感として和解率は増えていると思う。和解をするに当たって、民事訴訟 法265条の裁定和解や事件を民事調停に付した上で民事調停法17条に基 づく決定をしたり(17条決定)、電話等で事実上の意向聴取を行い、合意 に達した段階で電話会議の方法で和解を成立させたりするなどの工夫をして いる。また、緊急事態宣言下で、じっくりと記録を読んだり、判決起案をしたりして、長期係属事件が判決等につながっていったことも多く、裁判所としては、見せかけの既済件数を増やすだけではなく中身も充実させていきた いと考えていたところである。

(川出委員)

○ 緊急事態宣言中に刑事の新受件数が減っているのは起訴件数が減ったこと に対応しているわけだが、これは検察庁の受理件数が減ったことによるもの か、それとも、起訴を控えていたのか。

(畝本委員)

○ 正確な数値は分からないが、警察から検察庁に送致される事件は減っていると思う。また、感染拡大地域では、在宅事件の処理を控え、身柄事件に絞って処理していたところが多いと聞いている。そういった影響で、起訴件数が少なくなっている。また、人が出歩かないので、街頭犯罪など犯罪発生自体も減っていたと思われる。

(川出委員)

○ 身柄事件については通常と変わらず起訴していたということでよいか。

(畝本委員)

- 通常と変わらず処理していたと承知している。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について

(小林委員)

〇 報告書案には令和3年1月から3月の緊急事態宣言時のことが盛り込まれていないので、裁判所の対応のどこをどういうふうに変えたから、令和3年は原則として裁判を続けることができたのか、報告書に記載していただいた方がよいと思う。

(西岡総務局参事官)

○ 令和2年の経験を踏まえ、令和3年の緊急事態宣言下、できる限り業務を継続できるように努めている。5月の検討会では、令和2年をどのように教訓にして令和3年の対応に生かしているのか、加筆する方向で検討したい。

(森田委員)

○ 現場の裁判官としては、いかなる感染防止対策が必要かという専門的な知 見が周知され、日常的に期日を運営する際に注意すべき事項が明確になっ て、不安を払拭できた点が挙げられる。

また、ウェブ会議の活用が大きかった。令和2年11月に東京地裁でも全

ての民事部でウェブ会議の運用が開始されたところ、実際にやってみると、双方当事者が裁判所に来なくても、従前と変わらない又はそれ以上に密度の高い議論、協議ができていて有効性を実感しており、この運用はますます広がっていくと思う。また、ウェブ会議の活用を通じて、ある程度双方から書面が出るまでは、書面による準備手続に付して、主張が出そろって争点が明確になったときに集中して対席で議論するなど審理を工夫する裁判官も増えており、全体として、メリハリのある訴訟運営を志向しているのではないかと思う。コロナ禍で期日を設けること自体が非常に貴重であるため、期日を無駄にしないよう次回までに何を準備して、どのような議論をするか、期日を大切にしようという意識が涵養されてきたと思っている。大変な時期ではあったが、コロナ禍の下での運用を踏まえて、民事裁判のIT化に向けた動きを加速化させたと考えている。

(山本座長)

○ コロナ禍を予見したわけではなかったが、たまたま令和2年2月からウェブ会議が開始され、同年12月には全国の地裁本庁に拡大され、令和3年の緊急事態宣言には間に合った状況になったのかなと思っている。

(2) 民事実情調査について

ア 事務総局からの説明

岩井民事局第一課長から、以下のとおり、説明がされた。

(ア) 民事実情調査テーマについて

①争点整理手続の充実のために、争点整理手続における裁判所と当事者との間の認識共有及びその前提となる期日間準備の現状と課題、②合議体による審理の現状と課題について調査を行ったほか、③新型コロナウイルス感染症が事件処理や審理運営に与えた影響について調査を行った。

(イ) 争点整理手続の充実について

前回の検証時よりも改善すべき点が目立つ結果となっており、地域によって取 組状況に差があることが浮き彫りになったように思われる。

期日間の準備の実情について、期限どおりに準備書面が提出され、相手方当事者及び裁判所が事前準備を十分に行った上で期日に臨むのがあるべき姿であるものの、提出期限までに書面が提出されないことは少なくなく、その結果として、期日前の準備を十分に行えないまま期日に臨まざるを得ないとの実情が紹介された。

期日における裁判所と当事者との間の認識共有について、一定の取組は行われているものの、特に単独事件において、裁判所と当事者との間で争点等に関する認識共有が十分にできておらず、具体的には、①争いのある事実・ない事実の切り分けのほか、証拠の重みを確認する議論を十分に行っていない、②対立が激しい事案については、裁判官は着目点を何となく分かる程度に言及するに止めることもある、③裁判官は質問の理由を十分に説明せず、代理人も理由を尋ねていない、④代理人としては、裁判官の質問に答えられないことが多い、⑤ノンコミットメントルールの下で自由に議論をした経験はないとの実情が紹介された。

争点の確認と記録化について、争点を調書に記載して確認することは行われていなかったが、裁判所の側からは、口頭で争点を確認し、尋問事項が争点に沿ったものになっていれば十分であるとの意見が述べられたのに対し、弁護士会の側からは、裁判官がどこに着目しているか分からないまま尋問を行い、判決を読んでようやく着目点が分かることがあるなどの意見が述べられ、争点の確認と記録化が不十分にしか行われておらず、結果として、裁判所と当事者との間で認識共有されていない実情がうかがわれた。

争点整理を充実させるための庁・会としての取組については、裁判所の側からは、部内での意見交換、管内裁判官の意見交換会を行っているほか、弁護士の有志との間で意見交換会を実施しているなど、一定程度の取組を行っていることが紹介されたが、弁護士会の側からは、その取組が弁護士会に浸透しているとはい

えない実情が紹介され、取組の効果が十分に発揮されていないとうかがわれた。

(ウ) 合議体による審理の実情について

合議基準を設定の上で、新件を部内で検討する際の工夫が紹介され、結論として合議に付されるべき事件は適切に合議に付されていることがうかがわれ、また、合議に付されたことにより審理が停滞することはなく、かえって事件の審理が進んだとの意見が紹介された。また、合議事件の争点整理について、単独事件と比較して、審理の早い段階から争いのある事実・ない事実を切り分ける、争点整理の終盤には主張整理表を作成して調書に添付するなどの取組が行われており、充実した争点整理が行われている実情がうかがわれた。

(エ) 新型コロナウイルス感染症が事件処理状況, 審理運営等に与えた影響の有無, 程度について

裁判所の側から、業務縮小や業務再開の状況が説明されたほか、期日を開かずに審理を進める又は民事調停法 17条に基づく決定を活用する実情が紹介された。また、書面による準備手続の際の協議については、ウェブ会議の方法は当事者の表情を含めてコミュニケーションができるので、電話会議の方法より使いやすいとの意見があった。

イ 意見交換

(ア) 争点整理手続の充実について

(出井委員)

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、民事・刑事・家事の各分野とも実情調査を1か所しか実施できなかった。調査サンプルが一つだけというのはぶれが非常に大きく、実情調査を2か所実施できていれば、1か所よりも色々な面が見られたと思うので、報告書を作成する際は、その点に留意して取りまとめをしていただきたい。
- 今回実情調査をした地裁や弁護士会の争点整理の実情は、かなり緩いとい

うか、在るべき姿からは遠かったと思う。

弁護士会として、争点整理を充実させるための組織的な取組はなく、取組が弁護士の側に浸透していないという話があったが、今回調査対象にしたような小規模の弁護士会でも、各会員に取組を浸透させるのは難しいということを認識させられた。今後どう改善していくのかという点について、私も解決策が見つからない。その辺りの提案をしていただければと思う。

○ 対立が激しい事案において、裁判所は着目点を何となく分かる程度に言及するに止めることもあるという実情が紹介されていたが、これは、深く突っ込んで釈明したり質問したりすることで、一方当事者を支援しているととらえられるのは中立的な裁判官としては避けるべきという趣旨の発言だったのか。そのような考慮は裁判官として一般的なのか教えてほしい。

(森田委員)

○ 裁判所が婉曲な言い方をすることにより、裁判所が思っている以上に、質問の真意や心証が訴訟代理人に伝わっていないことが多いということを改めて感じた。人証の前に踏み込んで意見や心証を言うと、先入観を持っていると受け止められて審理がしづらくなることもあり、裁判所からはやんわりと言うことが多いのかもしれない。しかし、そのようなやり方を続けていると、真意が当事者に伝わらず、争点を明確にすることができなくなる。裁判所としては、自分の発言の趣旨が正確に伝わるように努めながら、争いのある事実を明らかにし、証拠の評価を織り交ぜた具体的な議論をすることによって、先入観を持っていると受け止められないように議論をリードしていくことが求められているのではないか。その前提として、争点整理をどのように具体化していくかというイメージが共有されていない面があるのではないかと感じた。

(出井委員)

○ 争点整理については、実情調査を通じて、裁判所と代理人の間でお見合い

状態になっており、意思疎通ができていないと思われる事情が見えてきたように思う。この点をどのように改善していくのかがポイントである。

民事局から、実情は地域によって差があるとの説明がされ、実態としてそのとおりだと思うが、これは、同じく争点整理に関する調査を行った前回と 比べて地域によって差があると評価したということか。

(岩井民事局第一課長)

そのとおりである。

(森田委員)

○ 実情調査では、裁判所と弁護士がお互いをかばい合うようなところがあるように感じた。提出期限を守らないとか争点整理で裁判所と当事者が必ずしも共通認識を形成できていないとかいうことは、程度の差こそあれ、どの庁でもないわけではないと思う。庁全体の雰囲気や、弁護士会と裁判官との日常的な関係性もあって、小規模庁だと、この人はこういう人だからと許してしまう面もあるのではないか。しかし、期日が空転したり審理が遅延したりすると、利用者である当事者に迷惑がかかるという意識を、法曹関係者全体がもっと強く持たないといけないし、そのためには、裁判所が毅然とした態度をとらなければならないのではないか。コロナ禍で一回の期日を充実させるという意識は高まっており、書面が提出されないときには、書記官だけでなく裁判官からも督促したり、提出が遅れた理由を具体的に説明してもらったり、直前に出された書面の内容を期日で説明してもらってから陳述を許すか検討したりする訴訟運営は実施されている。裁判所も一層緊張感を持って対応していきたい。

(出井委員)

○ 弁護士と裁判官は、ある程度相手の事情が分かっているところがあってかばい合う面もあるが、そこはお互いに襟を正さないといけないところであると改めて思う。

弁護士も各地の裁判所に行った際に、各地で実情はかなり違うのだと思う こともあるが、各地の実情はそれほど分かっていない。東京でも準備書面を 期限どおり提出しないことはよくあることなのか。

(森田委員)

○ 東京でも提出期限に遅れることがあることは否定できない。大型で難しい事件では、むしろ弁護士も必要な準備期間をきちんと検討しているので、期限に提出されることが多いが、非定型的な事件などでは、事実関係や法律構成の整理に時間がかかり、提出が遅れることが、ままある。提出期限を定める際に、準備が難しいと思われるときでも、弁護士から通常どおりで構わないと返答されて、本当にその期限でよいのか確認することもある。必ずしも地域性というわけではなく、弁護士の姿勢によるところがあると思われる。必要な準備にどれだけの時間がかかるかを的確に把握し、期限を守るという意識を涵養することが、まだまだ必要なのではないかと思う。

(出井委員)

○ 弁護士の場合は、当事者から話を聞くことや、当事者の話に基づいて調べることに時間がかかるので、そこは御理解いただきたい。ただ、弁護士の書面作成に時間がかかる点は、厳しく襟を正さなければならないと思う。

(山田委員)

O 裁判官が質問の理由を必ずしも十分に説明しないのは、先ほどと同じ理由で旗色をはっきりさせないからなのか、弁護士もプロだから当然に分かっているだろうということなのか、それとも、裁判官に分からないところが多いので説明ができないのか伺いたい。

また、最近、依頼人の話を聞くのに時間がかかる、最近の依頼人は正直に話してくれない、依頼人をグリップするのが難しいという話を聞くが、例えば時機に後れて主張を出すと裁判所の心証が悪いとか、場合によっては却下されてしまうというような、一種の北風戦略は、依頼人に対して功を奏しな

いのか。あるいは、直前に準備書面が出てきた場合は陳述させない扱いをすることも考えられるが、実情調査では、どうせ次回には陳述されるので、それはやらないという諦めの様子だったが、陳述させない態度を裁判所が示せば、代理人も依頼人に対してこういうことになると示すことができるので、意味があるようにも思える。そのような北風的な戦略は難しいのか。

(森田委員)

○ 前者の質問について、審理の早い段階で、裁判所が紛争の具体的なイメージを持てていないときに、紛争の全体像を把握するため、様々な角度から質問をすることがあり、それが結果的には争点と関係のないことだったりすると、なぜこんな質問をするのか疑問に思われることがあるかもしれない。他方、裁判官が一定の判断枠組みから必要となる要素を考え、その要素からすればこういう事実関係が問題になると考えて質問をする場合は、前提としている判断枠組みが理解できれば、なぜ質問しているのかが分かると思う。質問の理由が分からないというのは、議論の前提となる判断枠組みが共有されておらず、裁判所も質問に至る思考過程を丁寧に説明できていないからではないか。

(出井委員)

○ 北風戦略については、依頼者の層によっても違うと思う。企業関係の依頼者であれば北風戦略は非常に効くと思う。企業の担当者は非常によく見ており、裁判所が緩いと思われると依頼者もどんどん緩くなってしまうので、期限に厳格だという態度を裁判所から示してもらうことが大事だと思う。時機に後れた攻撃防御方法として却下されたとなれば、企業側には大きな痛手となるので、そういう事態は絶対に避けるべきだと我々もアドバイスしている。一方、依頼者が個人や個人事業主の場合は、キャパシティの関係で準備できないこともあり、北風戦略だけでは難しい。その点も含めて代理人でコントロールする必要があるが、なかなか理想どおりにはいかないという点も

御理解いただければと思う。

(山田委員)

○ 難しい当事者の問題は最近になって顕在化してきたように思うが、期日間 準備が強調されたから顕在化したということか。

(出井委員)

○ 実情は分からないところが多いが、難しい当事者の問題は昔からあり、期 日の運用が厳しくなったからではないように思う。

(横井委員)

O 難しい依頼者が最近増えたという印象はなく、常に一定数ある。難しい依頼者であるため書面の提出が遅くなる可能性があれば、裁判所に事情を説明して遅くなると言う。依頼者が難しいからだと言わなくても、事件を見れば裁判所も分かっていると思う。北風戦略といっても、私は時機に後れたから却下すると言われたことはない。むしろ、書面提出が遅かったり、不意打ちの主張が出たりした場合に、相手の書面を却下してくれと言っても、裁判所は大抵却下してくれない。

また,裁判所から何か言われて分からないということはあまりないし,分からなければ,裁判所にこういうことかと聞く。

(小林委員)

○ 実情調査の時に感じたが、司法の常識は世の中の非常識というか、締切りは守るのが常識ではないか。色々な事情があるのはよく分かるが、「期限を守るのは五分五分くらい。今回の調査対象地の弁護士が悪いというより、東京でも同じ」「出来ないのではなく、出来るものをギリギリ後回しにしている感じ」という発言もあったと記憶していて、なんだそれはと感じた。締切りを守った者が負けのような状況が常態化していれば、それが悪循環となって、守らなくてもいいじゃないかとなるのは当然ではないかと思う。どうしてこの当たり前が通用しないのだろうか。

(森田委員)

○ 社会的に見て約束を守るのが当然であり、守れないのがおかしいという常識的な発想は、もっと法曹関係者が強く受け止めないといけない。医者が多忙で意見書が作れなかったなど、中にはやむを得ない理由があることもあるが、当然事前に分かるはずなので、準備に時間がかかりそうだということを踏まえた上で、守らなければならない期限だと強く意識して、期限を定める必要があることを改めて感じた。裁判所だけでなく、相手方代理人も含め、期限を守らないことを皆が許さないという緊張感を持つことが重要だと感じている。

(山本座長)

○ 小林委員の御指摘は誠にごもっともで、法曹関係者全員が襟を正すべきことだと思う。かばい合いという話もあったが、このプロジェクトが始まった頃から問題として考えられていたことがまた如実に出ていたのかなという印象を持っている。その意味ではやや徒労感とまでは言わないが、まだまだかなという印象を持ったところで、決定的な解は見つからないが、引き続き取り組むべき迅速化調査の課題が明らかになったかと思う。

(イ) 合議体による審理の現状と課題

(出井委員)

○ 合議については、弁護士会は関心がなさそうな様子であった。裁判所は積極的に取り組んでおり、効果も出ていると聞いた。特に、合議をするかどうかを検討する過程で担当裁判官の理解が深まるというポジティブな効果があるという報告が印象に残っている。

(山本座長)

○ 裁判所の取組は成果が上がっていると思うが、利用者の側にあまりそれが 伝わっていない。民事訴訟利用者調査では、早く解決したいと考える当事者 は合議よりも単独が良いと思っているとの調査結果が出ているので、裁判所の側が、合議のメリットを弁護士や利用者に対して分かりやすく伝えていく ことが必要かと思う。

(森田委員)

○ 裁判所の中でも、3人の裁判官を拘束するので機動性が悪い、時間がかかる、単独の方が審理の回転がよいのではないかという意識が通底にないわけではないと思う。しかし、3人の英知を合わせることで、単独事件では審理が迷走していた事件の見通しがついたとか、結論を悩んでいたが、多角的な観点から意見を出し合って議論することにより心証が形成され、自信を持って和解案を示せたなどのメリットも感じている。私自身も、合議を主宰して、若い人の意見を聞きながら考えるのが非常に楽しいと感じている。裁判所が十分な議論をした上で審理をすることが、質の高い裁判につながるのではないか。

(山田委員)

○ 単独では争点整理がうまくいかないのに、合議では充実した争点整理ができるのはなぜか。事案が複雑で、代理人も準備に気合を入れているということもあるかと思うが、合議では裁判所が主張整理表を作成する、より積極的な争点の指摘をするなど、裁判所のアプローチの仕方が違うのもその理由だと考えてよいか。

(森田委員)

○ 右陪席は多数の単独事件を抱えていて繁忙であり、事実関係の整理や法律問題の調査に時間を捻出することが難しい場合があるが、合議では、主任裁判官である左陪席が、複雑な事件について、丁寧に調査や準備をしてくれることが有益である。そのような資料を通じて合議することにより、審理のポイントや方向性が明らかになることが多い。

(3) 刑事実情調査について

ア 事務総局からの説明

福家刑事局第一課長から、以下のとおり、説明がされた。

(ア) 刑事実情調査のテーマについて

①公判前整理手続の長期化要因の実情,②公判前整理手続の基本的な在り方について,法曹三者で認識の共有を図っていくための取組を中心とする公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策について調査を行ったほか,③新型コロナウイルス感染症の感染拡大が公判前整理手続を含む刑事事件の進行等にもたらした影響等について調査を行った

(イ) 公判前整理手続の長期化要因(事件内容の変化)について

事件内容の変化については、前回の報告書とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。

客観的証拠に関しては、スマートフォンやSNSの普及、スマートフォンの記憶容量や防犯カメラの設置台数の増加などにより、証拠の量が増えてきているとの認識が法曹三者から示され、こうした客観的証拠について、検察官による証拠開示や開示を受けた弁護人の側における検討に多くの手間と時間が必要となるといった意見が出された。

次に、責任能力や死因を争う事件のような科学的・専門的知見が問題となる事件に関して、弁護人が協力医等から意見書の提供を受けるのに時間を要する場合があるとの意見や、鑑定の採否を巡って検察官と弁護人の意見が対立した場合に時間を要するとの意見があった。また、検察官の側や裁判所の側からは、責任能力が争われる事件については、法曹三者で責任能力の判断枠組が共有されてきたこともあって、以前と比べるとプラクティスが確立してきているとの指摘があった一方で、死因など法医学の専門的知見が問題となる事件については、判断枠組が整理されておらず、専門家の知見も多岐にわたり、プラクティスの蓄積が少ないため、法曹三者で共通のイメージを持ちながら進めていくのが難しいとの意見

があった。

否認事件や捜査段階で黙秘する事件の長期化への影響に関しては、具体的な争点によって差があることで法曹三者の認識が一致していた。犯人性や責任能力が争点となる事件では、多数の客観的証拠の精査や科学的・専門的知見に基づく主張立証の準備に時間を要するため、長期化しがちである一方、犯行態様や主観的要件が争点となる事件では、法曹三者間で早期に主張整理や立証計画についての共通認識を持ちやすいため、必要以上に長期化するわけではないとの意見があった。

(ウ)公判前整理手続の長期化要因(当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮)に ついて

まず、証拠開示は、自白事件でおおむね円滑に行われているということで法曹 三者の認識が一致していたが、否認事件について、弁護人の側から、類型証拠開 示を繰り返すことで初めて重要と思われる証拠の開示を受けることがある、開示 証拠と証拠一覧表との対応関係の確認に時間を要するとの指摘があり、検察官の 側からは、弁護人が広範かつ五月雨式な類型証拠開示を行う場合、証拠開示に時 間を要することがあるとの指摘があった。

主張整理等について、自白事件では当事者の書面の内容やその提出時期に大きな問題はないということで法曹三者の認識はおおむね一致していたが、否認事件について、主張内容が抽象的又は概括的な場合に長期化することがあるとの意見があり、裁判所の側からは、仮に当事者の主張書面の内容に不足を感じた場合でも、公判前整理手続期日における口頭での議論により必要十分な主張整理を行うことが可能であるとの指摘があった。

(エ) 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等

被告人の迅速な裁判を受ける権利や,証人の記憶が減退しかねないことを踏まえ,公判前整理手続を迅速に進める必要があることで法曹三者の認識は一致していた。

個々の事件で採られている方策として,前回の報告書でも紹介されていた起訴後の早期打合せや公判期日の仮予約のほか,公判前整理手続期日での口頭議論を通じた裁判所と当事者の共通認識の形成や,弁護人が検察庁を訪問して統合証拠の作成方針の調整を行う取組などが紹介された。

個々の事件を超えた方策として、法曹三者の間が自由な意見交換を行う研究会を年に3回程度行っており、この研究会での議論の内容が出席者以外の法曹三者にも共有されていることのほか、弁護士会において、単位弁護士会内での研修を充実させていること、裁判所において、具体的事例を基にして、公判前整理手続に関する司法研究も活用しながら、高裁管内で議論をしていることなど、法曹三者の各庁における取組が紹介された。

(オ) 新型コロナウイルス感染症の影響等

令和2年3月から緊急事態宣言の期間が終了するまで、裁判員裁判の裁判員選任手続期日や公判期日は実施できなかったが、緊急事態宣言の実施期間中も、電話会議等の方法による打合せによって今後の方針を議論するといった対応がされていたため、必要以上に公判前整理手続期間が延びることはなかったという認識が示された。また、緊急事態宣言の発令を受けた裁判所の対応方針を、検察庁及び単位弁護士会に対して伝えていた実情が紹介された。

イ 意見交換

(ア) 公判前整理手続の長期化要因(事件内容の変化)について

(出井委員)

○ 実情調査の際に、弁護士から、デジタル証拠をはじめとする大量の客観的 証拠の処理、すなわち、開示してもらって、見て、検討し、法廷に顕出する プロセスがある中で、公判前整理段階での証拠開示のデジタル化をできない かという提言があったと思う。現時点での状況はよく分からないが、捜査機 関内部ではある程度行われていると思われるデジタル化を、弁護人や裁判所 との間のやり取りについてどこまで行っていくのかが鍵になっていくと感じた。

実情調査対象地域では、効率的な審理、迅速化の取組は功を奏していたと思う。否認事件の証拠開示については、弁護人と検察庁の見方は対立しているが、それは立場の違いだと思う。それ以外では、弁護人もそれなりの工夫を行っており、弁護士会内でも浸透していたような印象を受けた。

(横井委員)

○ 証拠開示のデジタル化について、弁護人からの要望は非常に強い。現在は 検察庁で謄写するため、費用と時間が掛かるので、データで提供してもらえ ないか議論しているが、検察庁からは秘密厳守等の関係で消極的なのかなと 思う。また、デジタル化の問題としては、支部では準抗告できないところが 多いので、支部でもできるようにしてほしいという議論があるが、IT化が 進むと実現できるのかと思う。

(福家刑事局第一課長)

〇 現在,政府の方針として,書類のオンライン受交付や刑事書類の電子データ化を含む刑事手続のデジタル化については,令和2年度中に検討を開始されることになり,政府の検討を踏まえながら対応を検討していくことになる。

(平出委員)

○ 電子メール、SNS等の証拠や防犯カメラの増加が長期化に大きな影響を与えているのは、そのとおりだと思う。また、科学的・専門的知見が問題となる事件について、適切な知見を利用することが正しい事実認定のために必要であるところ、長期化の要因ともなり得る。これらは、法曹三者が迅速化を意識してきちんと取り組むべき課題であるものの、訴訟関係者が努力して直ちに改善を図るにはなかなか難しい面があると思う。

(イ)公判前整理手続の長期化要因(当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮)に ついて

(横井委員)

○ 調査対象地は優等生であり、調査対象地 1 か所を基準として推し量ることには問題があることを指摘しておく。証拠開示に関して、実情調査の結果をまとめた本文では、「類型証拠開示を繰り返すことで初めて重要と思われる証拠の開示を受けることがある」と記載しているが、配付資料の概要ポンチ絵では「類型証拠開示の繰り返しにより長期化する場合がある」と記載されており、弁護人が用もない類型証拠開示を繰り返して長期化するように読めるので、ニュアンスが違うと思う。また、実情調査では、否認事件は争点、証拠が多くなり、検察庁のマンパワーが足りなくて証拠が出てこないことも多いとの指摘もあったと思うので、ポンチ絵の表現を検討していただきたい。

(出井委員)

○ ポンチ絵は報告書に掲載されるのか。

(西岡総務局参事官)

○ 本日の議論の結果や統計を踏まえ、必要な修正や追加を行い、次回検討会 で御報告させていただき、委員の御了承が得られれば、報告書の冒頭に概要 として掲載し、裁判所ウェブサイトにも概要として掲載することを考えてい る。

(出井委員)

〇 横井委員から指摘のあったところも含め、ポンチ絵の表現等には御留意いただきたい。

(平出委員)

○ 私自身、実際に争点整理を行う中で、以前と違って検察官、弁護人と共通 言語ができてきているとの実感がある。平成21年から裁判員制度が始まる 中で、法曹三者が、新しい制度に向けて協力していこうという共通の目標を持ちつつ議論を続けてきたと思う。調査対象地はとても良い例であり、長い間の努力がないとあのような状態にはならないと思っており、法曹三者の中でそういう文化が継続されていることに感銘を受けた。また、裁判員制度の開始以降、司法修習生が刑事裁判修習で争点整理についての教育を受けるようになり、このような教育を受けた世代が、実際の事件で弁護人としての実践経験を積んできており、司法研修所における教育内容の変化も一定の影響を与えている感じがする。客観的証拠の増加の点には問題があるが、大きな目で見ると、迅速化の観点からは大分進んできたという認識である。例えば、死因が争点となり、法医学の知見が問題になる場面では議論が十分に進んでいないように、論点ごとに議論が進んできたところと進んでいないところがあるので、今後は、事件の具体的な内容を意識しながら、事件類型や争点を踏まえ、地道に取組を継続していくことが大事だと思う。

(福家刑事局第一課長)

- 横井委員の御指摘の点は検討させていただく。また、弁護人からは類型証拠開示を繰り返すことで初めて重要と思われる証拠の開示を受けることがあるという御指摘、検察官からは弁護人が五月雨式な類型証拠開示を行う場合があるとの御指摘があり、それぞれの見方の違いや事件ごとの違いということもあるのではないかと思うので、書き方を工夫させていただきたい。
- (ウ)公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等 (横井委員)
 - 前クールの実情調査の時には、起訴後早期の打合せはあまり意味がない、 公判期日の仮予約は日程がタイトになるという指摘が非常に多かったが、今 回の実情調査ではそれが劇的に変わっていたので、特筆すべき事項だと思 う。

(小林委員)

○ 弁護士への聴取で出た意見で、迅速に公判前整理手続を行うという気持ち の強さが弁護人や被告人と比べて裁判官や検察官は低下しがちであるという のが印象的だった。早くやらないといけないという意識を常に持ち続けてい かないと、鑑定の採否で何か月も掛かったりし、証拠の採用のために期日が 無駄に費やされ、期日が1か月、2か月先につながっていくことになると思う。実情調査の結果をまとめた本文の現状における評価のところで若干触れられているが、迅速化の意識付けが大事だと思った。

(平出委員)

○ 今の御指摘はもっともだと思う。裁判員制度の開始直後から、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約が話題となっていたが、当時はほとんどの事件では行われていなかった。ただ、実際にやっていく中で、起訴後早期に打合せをしたらよいとか、弁護人の予定が埋まっているから仮予約しないといけないということが言われてきて、時間が経つにつれてみんなやるようになった。形骸化すると弊害が出てくる場面もあると思うが、最初の段階から常に適正かつ迅速に手続を進めることについての意識を持っておくことが大事だと思う。

(小林委員)

○ 非公開である公判前整理手続には、人に見られているという緊張感が欠ける部分があると思うので、そこは意識していく必要があると思う。

(畝本委員)

○ 刑事裁判の迅速化について、検察官と裁判官の方が裁判を早くするという 認識が薄いのではということを弁護士から指摘されたが、検察庁は迅速化に 十分気を遣っているし、もちろん裁判所も同様だと思う。捜査自体限られた 時間の中で行っており、身柄拘束に負担を掛けないということは常に気にし ている。裁判になった時に、公判前整理手続が長期化することは検察庁も問 題意識を持っている。迅速化に向けて採られている方策の中で、調査対象の 検察庁から、法曹三者で各裁判員裁判事件の振返りを実施して庁で共有して いるという意見があったが、調査対象庁に限らず、全国的にどこの検察庁で も行われている。より良く進めるにはどんなことが必要だったかを弁護人や 裁判所の意見を聞いて、その庁の検察官全体で共有して、学びを得ながらや っているのが現状である。

(平出委員)

○ 弁護人の側から迅速化を意識することの重要性について言及した発言が出ることは、裁判所としてはありがたい。法曹三者の間で迅速に進めるという意識が共有されているのが大事なことだと思う。

(エ) 新型コロナウイルス感染症の影響等

(平出委員)

○ コロナの影響に関して、刑事は民事ほどの影響はないが、公判前整理手続として実施することは難しいので、現状、打合せの場面で電話を使っている。今後、電話会議を促進していくのは大事だと思っており、私自身、電話での打合せが前よりも増えてきている。特に公判前整理手続の初期段階では、証拠開示がとても重要であり、検察官と弁護人が十分なコミュニケーションを取るのが重要だと思っているが、裁判所も含めて電話でやりとりをした後に、あとは検察官と弁護人で証拠開示の話があれば引き続き打合せしてくださいと促すこともできるので、証拠に関する実質的な議論をするのにも有効な方策だと思う。

(出井委員)

○ 刑事手続へのコロナの影響は、コロナによって事件発生自体がどうなっているか、それを警察が認知し捜査するところがどういう影響を受けているのか、また、検察での立件や起訴など、色々な角度から見なければならないと

思っている。今回の実情調査の対象は、更にその後である公判前整理手続以降の問題であるので、その前のところの影響はどうだったのか、弁護人の場合には、被疑者との接見がどれだけ制限を受けたか、もう少し広く聞いておかなければならなかったと思う。起訴後のことに関しては、調査対象地ではコミュニケーションを取って色々な工夫をして対処していたが、事件発生件数自体が影響を受けているというところはあるのか。

(畝本委員)

○ 分析をしているわけではないが、コロナが事件発生件数に影響を及ぼしている部分は確実にある。外国人の入国自体が制限された結果、薬物の密輸事件の発生自体が非常に少なくなっており、この傾向は、緊急事態解除宣言後も変わらない。また、そもそも外出している人が少なくなったことにより、町中で起きるような一般的な事件についても、発生件数自体が減り、送致件数も減っているのではないかと思われるが、きちんと実態を見ないと正確なところは分からない。一方で、コロナによって、持続化給付金を詐取する類型の詐欺事件の発生件数は増えている。このように、コロナが送致件数や起訴件数の増減に影響を与えている部分はこれまでもあり、今後も同様だと思う。

(4) 家事実情調査について

ア 事務総局からの説明

戸苅家庭局第一課長から、以下のとおり、説明がされた。

(ア) 家事実情調査のテーマについて

①新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応、②調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題、③人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題について調査を行った。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所における対応について

裁判所からは、感染拡大防止の観点から、一定の広さを有する調停室のみを使用したり、いわゆる「別室調停方式」を採るなどの取組が行われ、その結果、実施できる調停期日に制約が生じたことから、期日の所要時間を原則として1時間に短縮した上で、従前、午前、午後いずれも1枠であった期日を、午前1枠、午後2枠とした取組等が紹介され、弁護士の側からは、適切な対応がされていると好意的な意見が出された。

(ウ) 調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題について

調停委員の当事者に対する事情聴取、働き掛け等の実情として、短時間で効率的かつ充実した調停運営を行うため、①進行イメージについて調停委員会内及び当事者との間で認識共有を行う工夫、②期日前又は期日間の準備を充実させる工夫、③積極的に事前評議や書面評議等を行う取組が紹介された。もっとも、弁護士の側からは、財産分与等争点が複雑な場合、調停委員の理解に不安を感じることがあるとの意見があった。当事者に子の利益を意識させる働き掛けに関しては、関係職種の連携の重要性や、親ガイダンスの有効性が指摘された。

また、裁判官及び調停委員から、手続代理人の果たす役割は重要であり、家事調停が家族関係の再構築の場であることを十分理解した上で、当事者にとって真に最適な道を選べるように法律家として適切なアドバイスをしてほしいとの意見があった。

次に、期日の進行について、調停委員から、手続全体の進行イメージ、各期日の位置付け、当該事件の争点や課題等を、調停委員会内及び当事者との間で認識 共有を行うための取組が進められている実情が紹介され、弁護士の側からは、新 型コロナウイルス感染症の感染拡大後、調停委員が調停を効率的に早く進めよう としており、準備事項や提出期限等細かく指示を出すケースが増えているとの指 摘があった一方で、調停委員会が次回期日で話し合う事項を当事者との間で明示 的に確認することはあまりないとの指摘もあった。また、以前よりも審判移行した場合の見通し等の裁判官の見解が具体的に伝えられるようになっているとの意見があったが、法的見解を述べる際は理由も含めて説明してほしいとの意見もあった。

調停運営の在り方に関する調停委員や裁判官の意識の変化について、調停委員 からは、家事事件手続法の施行以降、傾聴、共感といった自主的紛争解決のため の基本的なプロセスを大事にしながら法的枠組の中での自主的解決を意識した聴 取・調整を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、調停期日の 所要時間を短縮した結果、どのようにすれば短時間で効率的な調停運営を行える か改めて考えるようになったとの意見が出ており、裁判官からも、裁判官の間で 調停の本質に立ち返って調停の在り方について議論するようになり、国民のニー ズとして司法的機能の発揮やスピード感のある法的解決があるとの認識の下,当 事者の話をただ聞くだけがいわゆる「傾聴」ではなく、一定の見通しを伝えて、 当事者の自主的決定をサポートし、スピード感を持って対応することが求められ ていること,他方で,子を巡る問題等一定の時間を要する事案もあり,事案に応 じたメリハリのついた調停運営を目指すことが重要であること等の意見があっ た。弁護士の側からも、新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした裁判所側 の調停運営の在り方の見直しの機運についての実感が述べられたが,調停委員に は、単に時間をかけて聞くというのではなく、うなずきや要約といった傾聴のス キルが求められる、当事者としては特に手続の最初の段階で話を聴いてもらいた いとの指摘があった。

(エ) 人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題

人事訴訟の審理の現状として,財産分与の申立ての有無により要する期日回数 が異なっているなどの実情が紹介された。

より合理的かつ効果的な訴訟運営に向けた工夫例として、財産分与申立てにおいて当事者が財産隠しを疑って五月雨的に財産開示を求めることによる審理の長

期化を防ぐための工夫等が紹介された。また、争点整理について、裁判所の側から、関連性のない主張はさせつつ、必要と考える争点について釈明を求めるにとどめることが多いとの実情の紹介があったが、弁護士の側からは、当事者本人との関係上、周辺事情でも主張せざるを得ない場合があり、主張の必要性等に関する裁判所の考えを示してもらいたいとの意見が述べられた。また、争点整理について、裁判所主導で議論してもらう必要があるとの意見があった一方で、訴訟代理人から議論を持ち掛けることは有益で、難しいとは思わないとの意見もあった。

人事訴訟を念頭に置いた離婚調停の運営について,裁判所の側から,人事訴訟 担当者と調停担当者との間で定期的な意見交換会を持ち,財産分与を採り上げて 議論したところ,一定の効果があったとの紹介があった。人事訴訟の迅速な進行 のために調停段階でどこまで主張立証するかについて,弁護士の側から様々な意 見があった。

イ 意見交換について

(ア) 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所における対応について (出井委員)

〇 確認になるが、特に、緊急事態解除宣言後、コロナのために期日に出たくないとか、逆に、どうしても対面で手続をしたいとかの要望が出て、期日の調整に支障を生じた例の紹介は、実情調査の際にあったか。弁護士会の仲裁センターで和解あっせんをウェブで行うに当たり、一方当事者が対面でやりたいと言い、他方当事者がコロナ禍では対面の手続はやめてくれということで、期日設定自体が難しいということが生じている。

(戸苅家庭局第一課長)

〇 調査対象庁では、次回期日だけではなく次々回期日も指定する2期日指定 を行う扱いをしており、その結果、仮に1期日目を延期せざるを得なくなっ たとしても、2期日目の指定が残っているので、そもそも期日設定自体が難しいというような話は出ていなかった。全国的には、期日調整が難しい状況があったとは聞いており、事件や期日の段階、類型に応じて、電話会議を活用する、当事者の一方だけを呼ぶ期日を設ける、書面の交換で進める等、各庁で工夫をしていると承知している。

(出井委員)

○ 弁護士会からの実情調査の中で、面会交流について、新型コロナウイルス 感染症の影響で客観的に制限を受けているものもあれば、コロナを理由にし て会うのを拒否するというものもあったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、面会交流の制限を受けているという話があった。家事は民事一般と異なり、コロナ禍でこそ生じる紛争もあろうし、婚姻費用の分担に関する事件等、コロナ禍だからといって、処理を遅らせるわけにもいかない問題もあり、民事よりも、家事の方が、コロナ禍での対応を迫られる場面が多かった のだと思う。

(山田委員)

○ コロナの影響下で、調停時間を2時間から1時間に短くして、午後2枠にするという話だったが、弁護士からは、緊急事態解除宣言の直後はそうだったが、1時間だと話をするだけで終わってしまうので、結局2時間に戻したという話もあったように記憶しているが、これはそのような話を前提にしてよいか。コロナを契機とした調停運営の在り方の変化等は、1時間調停を前提とするのか。

(戸苅家庭局第一課長)

○ 弁護士会への実情調査で山田委員ご指摘の話もあったかと思うが、調査対象庁では、目安として1時間を設定しているものの、実際の運用では、事件、事案、期日に応じて、かなり柔軟に対応しており、1時間を超過したからといって、直ちに打ち切るような対応をしているわけではないとのことで

あった。調査対象庁以外のところでは、例えば、1時間半など、その庁で検討した時間設定がされているが、やはり、杓子定規に時間を区切るのではなく、柔軟に対応しているのではないか。なお、目安の時間を設定する効果として大きいのは、それによって調停委員のマインドの転換を図り、調停委員が限られた時間の中で何をしようかという意識を持つようになってきている点ではないかという話を多くの裁判官から聞いているところである。

- (イ) 調停運営の現状と合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題について (山田委員)
 - この機会に調停を充実したものにすることは非常によいことだと思うが、 民事について森田委員からも発言があったように、期日を大切にし、充実した、実のある期日にしていくことが一層重要であると思う。その関係で、3 点指摘をしたい。

まず、次回期日のテーマが共有されていないという指摘は非常に気になるところで、コロナ前は同席で争点確認をしていたところ、コロナで同席での確認が難しくなったという話があったが、何らかの他の方法で補うなどして、同席確認が復活することが必要ではないか。

2点目は、裁判官からの法的評価について、理由が付されておらず、本人 も代理人もよく分からないという指摘があった点であり、近時の依頼人は様 々な法的知識も持っていると思われるし、自己決定することを考えれば、こ の指摘も重要ではないかと思う。

3点目は、調停委員に求められる傾聴のスキルに言及されている点についてだが、調停を行うに当たって、よく聞く、うなずくだけでは足りず、認識の変更や気付きをしてもらえるような質問をして、建設的な合意に向けた意識変化を促すような発言をするべきであり、言葉の選び方の問題かもしれないが、聞くという傾聴のスキルにとどまるような表現だと、調停委員の仕事

を縮小させてしまうおそれがないか心配している。

(戸苅家庭局第一課長)

O ただ聞くだけにとどまらず、当事者に対する働き掛けも必要ではないかという山田委員が3点目にご指摘された議論と同様の議論は、裁判官の間でもされているところであり、調停運営の在り方の見直しの取組がこれから本格化していく中で議論してより深めていくところかと思っている。

(山本座長)

○ 事案に応じたメリハリのある調停運営は非常に重要なことだと思っており、コロナを契機に、裁判官、調停委員、代理人も含めて認識が深まったとすれば、大変結構なことだと思う。子を巡る問題でも、時間をかけて調整を必要とする事件もあれば、果断に迅速に進めることが子の利益に資する事件もあり、難しいことだとは思うが、個々の事件を具体的に見て、見極めていくことが、裁判所、代理人それぞれに求められていると思っている。裁判所内部だけでなく、弁護士も含めて、更に議論を深めていってほしいと思う。

(森田委員)

○ 調停の話をうかがい、民事の和解と似た面があると思うとともに、当事者本人が前面に出ている中で、判断枠組みに沿って話を聴く難しさを感じた。和解と同様に、気持ちがぶつかり合っているとはいえ、法的紛争の解決を目指す以上、どういう判断枠組みで考えるのか、そのための判断要素として何があるのかを分析して、自発的な解決に向けた判断ができるように手助けをすることが調停委員や裁判官の役割ではないかと思っている。今回の実情調査の中で、調停委員自身が、当事者との関係で、判断枠組みや判断要素を見える化し、次回に何を議論し、その後、何が問題になるのかを意識しているという話は、手続の主宰者のあるべき姿として、大変参考になった。

(出井委員)

○ 今回の取りまとめの中で、物的な問題まで取り入れるのかという問題はあ

ろうが、弁護士会への実情調査の中で、調停室が足りないという声があった という点は指摘をしておきたい。

(ウ) 人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方について

(森田委員)

○ 人事訴訟は、民事訴訟における相続関係や身分関係に関わる訴訟と類似している面があるが、感情的な対立が激しく、法的争点と当事者が争点だと思っている点とが違っており、延々と事実関係についての認否や反論がされても、必ずしも法的争点と関連しないことも多い。裁判所としては、細かな事実についてそれ以上の認否反論はやめて、本筋に戻るようリードしていきたいと思っても、依頼者との関係で代理人の対応が困難なことがある。そういうときは、裁判所が方針を明確に示し、言いたいことがあれば陳述書に書けばよいのではないかとか、この点の議論は十分だとか、より積極的な争点整理が求められているであろう。

(出井委員)

○ 人事訴訟では、どこが争点か分からないような主張が出てくる。弁護士は、当事者本人の要望を受けて主張しなければならず、弁護士として割り切れない面がある。実情調査の中で、弁護士が、法的争点とは関係がないが、本人はこだわりがある部分について、主張書面には入れず、陳述書に盛り込むなど、うまく対応されている様子がうかがわれたが、その中でも、裁判所の方から濃淡をつけて指摘してもらった方が当事者を説得しやすいという話があったかと思い、この点は、裁判所と代理人の暗黙の協働かと思う。この点が、人事訴訟が、一般の民事訴訟と違って難しいところであろうと思った。人事訴訟を念頭に置いた離婚調停については、各代理人によって、戦略を立てていたように思う。そこはもう当事者代理人に任せるしかないのかなと思った。

(小林委員)

○ 人事訴訟のスピード感をどう考えたらよいか。納得するかしないかは調停 の段階で終わらせて、人事訴訟の段階に至ればできる限り早く解決する方が よいと考えるべきなのか、納得するための時間がかかってもやむを得ない分 野と考えるのか。

(出井委員)

〇 実情調査では、弁護士から、調停前置であることを踏まえ、1年かかる事件とか3年かかる事件とかメリハリをつけている紹介があった。調停はじっくり行い、合意によって解決を目指す手続だが、調停ではまとまりそうにないという見通しをつけて、あとは人事訴訟でテキパキやるという戦略を採る案件もあると思われ、依頼者がどういう思いを持っているのかを踏まえてどのような戦略を採るかという点があろうし、相手方もいるため、代理人の自分の戦略だけでコントロールできない面もあり、一概には言い難く、迅速にするという要素だけでは判断できないものだと思われる。とはいえ、手続を延々と続けてよいものでもないので、例えば、調査嘱託や調査嘱託を背景とした任意の開示について、いかに代理人が協力して進めていくか、あるいは協力させる環境を作るかということが、司法関係者に求められるものとして大事なのではないか。

(森田委員)

○ 当事者の性格,利害関係や感情の対立の程度などによるところもあり,一概には言えないが,調停がどういう経緯で終わったかも影響するのではないか。調停の中で,ぎりぎりまで調整を続けていたが調停の成立は難しかったような場合には,人事訴訟を淡々と進めた上で,終結前の段階で最終的に和解を試みる場合もあるだろうし,調停では相手方が協力的でなく,すぐ不調となったが,訴訟になっていろいろな材料が出てきたような場合には,説得や納得のための手続を尽くしたいと思うこともあるだろう。調停と人事訴訟

を含めた手続全体の中で、ケースバイケースで考えていくのではないか。

5 今後の予定について

次回の検討会は、次の日にちに開催され、報告書案について意見交換することが確認された。

第65回 令和3年5月18日(火)午後

(以 上)